

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成30年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月14日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
元 人 第 1 9 9 9 号
令和2年1月10日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 菅 家 惣一郎
様

福島県知事 関

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について(通知)
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

(別紙)

平成30年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容(要旨)	措 置 の 内 容
決裁日漏れについて (農産物流通課他)	【指摘事項】 発議書には決裁日を原則として記載しなければならないが、記載が漏れている。	発議書の決裁日の記載が漏れていたものであり、今後記載漏れがないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めて

<p>報告書71頁</p>	<p>他に同様の指摘8件あり。(参照頁87、96、118、170、181、189、197、204)</p>	<p>いく。</p>
<p>契約書記載誤りについて (農産物流通課) 報告書71頁</p>	<p>【指摘事項】 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトについて、平成29年4月1日から、契約解除に係る違約金条項等が追加され、委託業務変更契約書を締結している。違約金に関する条項に関する修正では、原契約書第12条第2項を削除し、第12条の2として追加すると記載している。変更契約書の追加された条項では、第13条の2となっており、契約内容が記載と相違している。</p>	<p>違約金条項等を追加する際に誤ったものであり、今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めていく。</p>
<p>委託料の額の確定調書について (農産物流通課) 報告書71頁</p>	<p>【指摘事項】 緊急時環境放射線モニタリング検査情報(農林水産物・加工食品)検索サイト開発・管理運営業務の委託料の額の確定通知は、委託料の額の確定調書で決裁が行われる運用となっている。その際、宛先を明記することとなっているが、記入漏れとなっている。 なお、当該契約は、確定額が委託額と同額であり、確定通知を省略することが可能である。他の事業においても同額の場合には、原則として省略とする運用がなされていることから、当該事業においても、通知を省略する運用をすべきであり、決裁時に多角的に検討されていないといえる。今後、運用の徹底が望まれる。</p>	<p>委託料の額が確定額と同一の場合で、通知を省略した場合の委託料の額の確定調書については、宛先、文書記号及び番号の記載を省略する取扱いとする。</p>
<p>業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について (農産物流通課) 報告書75頁</p>	<p>【指摘事項】 県では、発議書の決裁について、併せて支出負担行為調書の決裁を受ける場合は、発議書の決裁日を省略する取扱いを行っている。「がんばんばろふくしま!」応援店等拡大事業の業務委託契約の通知・送付に関する発議書においても同様の取扱いとなっていたが、支出負担行為調書の決裁日が、発議書の起案日以前となっていた。</p>	<p>発議書の起案日について記載する際に誤ったものであり、支出負担行為調書の決裁日が正しい日付である。今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めていく。</p>
<p>補助金の確認書類の不備について (南会津農林事務所)</p>	<p>【指摘事項】 補助金の実績報告書の添付資料として以下の書類を入手している。 (1)本事業に係る支払を証する</p>	<p>リース契約書及びリース物件借受証については、平成30年11月21日に事業実施主体から徴取し、リース取引の内容が適正であることを確認した。</p>

<p>報告書138頁</p>	<p>書類（領収書、明細書等） (2)その他知事が必要と認める書類 No.4の補助金は、色彩選別機のリースによる導入に係る事業の費に対して補助するものであるが、物件の現物及び補助金相当額のリース会社への支払に関する振込金受取書は確認しているものの、リース契約書及びリース物件借受証を確認していなかった。また、補助事業等検査確認においても契約書写の添付について確認項目を「適」としていた。リース契約書及びリース物件借受証はリース取引の実在性を示す重要な書類であることを、補助事業の実績を確認して徴求し、検査を行う必要がある。</p>	<p>また、成果確認時に使用する補助事業成果確認チェックリストに、具体的な確認書類として「リース契約書」及び「リース物件借受証」を明記することにより、審査の徹底を図っている。</p>
<p>事業の実施期間について （水産課） 報告書205頁</p>	<p>【指摘事項】 事業の実施期間は平成29年6月1日から平成30年3月28日までであるが、交付決定の通知が行われた平成29年6月1日より前に発生した経費を補助対象事業に含めている。 支出一覧には8月31日と記載しており、支払日をもって事業に係る実施期間内に実施した事業に係る経費にしていること見受けられるが、請求書には取引日の記載があり明らかに交付決定の通達日より前に実施された事業に係る経費であり指摘する。</p>	<p>補助金額のうち、交付決定日より前に発生した経費のため補助対象外であった経費に対する部分について、事業実施主体から令和元年10月30日返納された事業実施主体に対して、補助金交付の条件等を遵守するよう、また、申請内容の複数でのチェックを徹底するよう指導した。さらに、チェック体制で行って</p>
<p>実績報告書の記載内容の確認について （水産課） 報告書205頁</p>	<p>【指摘事項】 実績報告書の添付書類である事業費の根拠となる内訳を記載した資料「平成29年度福島県水産加工原料等安定確保支援事業の実績（事業費）一覧表」に記載されており、事業費の内容を確認することができるとは、平成30年1月以降の事業費の支出については日付、支払先及び金額しか記載されず、事業内容の詳細（実施区間等）の記載がないため事業内容の確認ができない。事業実績報告書の添付資料に不備がある場合は再提出を求め、又は事業内容を聴取し補助対象経費とすることの適否について検討し、検討結果及び結論を記載して</p>	<p>平成30年1月以降の事業内容の詳細を記載した一覧表を、平成30年10月末に事業実施主体から徴取し、適正であることを確認した。今後、実績報告書提出書類は二重のチェック体制で行って</p>

くべきであり指摘する。

(監 査 総 務 課)